

債 権 者 登 録 申 出 書

下記のとおり申し出ます。

申出日	年	月	日
-----	---	---	---

申出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止
------	-------	-------	-------

※変更の申し出の方は『変更箇所』にレ点を入れてください。
 ※フリガナは左詰めで書いてください。

債 権 者	郵便番号				-	電話番号										
	住 所															
	法 又 は 個 人 氏 名	フリガナ														
		漢字														
代 表 者 氏 名	フリガナ															
	漢字															
振 込 先	金融機関コード				支店コード				預金種目		口座番号					
					銀 行 信用金庫 農 協				支店		1. 普通					
											2. 当座					
											3. 貯蓄					
口 名 義 座 人	フリガナ															
	漢字															
変更日		年 月 日						代表者印・個人印				法人印				
変更箇所		<input type="checkbox"/> 法人名		<input type="checkbox"/> 代表者名・印				<input type="checkbox"/> 金融機関等								
		<input type="checkbox"/> 住 所		<input type="checkbox"/> 電話番号				<input type="checkbox"/> 口座名義人								
受付印		※市確認欄														
		担当課名														
		担当者														
		内線番号														
		登録番号														

※注意事項を確認の上、作成してください。

1. 債権者登録制度とは

貴社（貴店）が流山市と物品の売買契約や業務委託契約あるいは工事請負契約等を締結するときに備え、貴社（貴店）の住所、名称、代表者名、代金の振込先等をあらかじめ登録しておき、実際、契約が締結されたとき、その代金を支払うために必要な書類等をコンピュータにより作成し、事務処理の正確、迅速化を図ろうとするものです。

2. 登録する際の注意事項

- (1) いったん登録されると、市からの支払いは登録した金融機関に振込処理します。したがって、この請求分はA銀行、この請求分はB銀行にといった振込先の指定は原則としてできません。一債権者につき、一口座です。
- (2) いったん登録されると、請求の都度提出していただいている口座振替払申出書（実際は債権者の方が請求書の余白に振込先等を記入している。）の提出が不要となります。
- (3) 振込先が債権者と異なるときは、代金受領に関する委任状を添付してください。
- (4) 住所、氏名、代表者名、振込先金融機関変更、統廃合等登録してある事項に変更が生じたときは、変更の申し出をしてください。
- (5) 変更又は廃止の申し出がない限り、次年度以降もこの申出書のとおり口座振替払等の手続きをします。
- (6) 代表者名欄は肩書も記入してください。
- (7) 代表者印・個人印及び法人印欄への押印は省略いただくことができます。ただし、その場合は、「作成責任者」及び「担当者の氏名」、「連絡先」を記載した書類（任意書式）を添付してください。（注）なお、記載内容について、会計課から担当者の方へ直接連絡させていただく場合があります。
- (8) 債権者登録申出書は、担当課（取引のある課）を経由して2部（正、副）提出してください。登録後1部（副）はお返しします。
なお、郵送により申出される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください。
- (9) 用紙サイズは、A4でお願いします。